

5. 飲料自動販売機届出制度指定地域略図

飲料自動販売機届出制度第1次指定地域 (平成6年4月1日指定)

中央区

北野町1～4丁目、山本通1～3丁目、加納町1～6丁目、中山手通1～3丁目、下山手通1～3丁目、北長狭通1～3丁目、三宮町1～3丁目、生田町1丁目、布引町1～4丁目、琴ノ緒町5丁目、雲井通7～8丁目、小野柄通7～8丁目、御幸通7～8丁目、磯上通7～8丁目、八幡通3～4丁目、磯辺通3～4丁目、浜辺通5～6丁目、西町、前町、明石町、播磨町、浪花町、京町、江戸町、伊藤町、東町、海岸通 (下図の太線内が該当地域)



